

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

- ◇人委規則  
職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第三十四号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条第十号を次のように改める。

十 公務による負傷又は疾病の場合 医師の証明等に基づき、最少限度

必要と認める期間

第三条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 私事による負傷又は疾病 医師の証明等に基づき、引き続き

九十日をこえない範囲内で最少限度必要と認める期間

第三条第十一号の二の次に次の二号を加える。

十一の三 妊娠中の女子職員が通 正規の勤務時間の始め又は終りに

勤に利用する交通機関の混雑の おいて、一日につき一時間をこえ

程度が母体の健康維持に重大な ない範囲内でそのつど必要と認め

支障を与える程度に及ぶものと る期間

認められる場合

十一の四 妊娠中の女子職員が、 二週間をこえない範囲内でそのつ

次号に定める場合を除き、妊娠 ど必要と認める期間

に起因する障害のため勤務する

ことが困難であると認められる

場合

第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 年末年始の場合

十二月二十九日から同月三十一日  
までの期間並びに一月二日及び同  
月三日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

県費負担教職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の休暇に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第十二号を次のように改める。

十二 公務による負傷又は疾病の 医師の証明等に基づき、最少限度  
場合 必要と認める期間

第四条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 私事による負傷又は疾 医師の証明等に基づき、引き続き  
病の場合 九十日をこえない範囲内で最少限  
度必要と認める期間

第四条第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 妊娠中の女子職員が通 正規の勤務時間の始め又は終りに  
勤に利用する交通機関の混雑の において、一日につき一時間をこえ  
程度が母体の健康維持に重大な ない範囲内でそのつど必要と認め  
支障を与える程度に及ぶものと する期間  
認められる場合

十三の四 妊娠中の女子職員が、

次号に定める場合を除き、妊娠 二週間をこえない範囲内でそのつ  
に起因する障害のため勤務する ど必要と認める期間  
ことが困難であると認められる

場合

場合

第二十八号の次に次の一号を加える。

二十八の二 年末年始の場合

十二月二十九日から同月三十一日  
までの期間並びに一月二日及び同  
月三日

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十六号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一級」を「一等級」に改める。

第十条の二第一項第一号中「第十号若しくは第十一号」を「第十号、第十号の二若しくは第十一号」に改め、同号(1)中「第十号」を「第十号の二」に、「第十二号中私事による負傷又は疾病による」を「第十二号の二に掲げる」に改め、同号(6)及び(7)を次のように改める。

(6) 職務専念の特例規則第三条の規定による義務免除(第十号の二の事由及び第十一号の事由(第十七条第五項又は第六項の規定の適用を受ける職員の復職の日から復職の日後の最初の昇給日までの間に掲げるものを除く。))に該当するものを除く。

(7) 教職員の休暇規則第四条の規定による特別休暇(第一号、第二号及び第十二号の二の事由並びに第十三号の事由(第十七条第五項又は第六項の規定の適用を受ける職員の復職の日から復職の日後の最初の昇給日までの間)におけるものを除く。))に該当するものを除く。

第十条の二第二項中「第十号」の下に「第十号の二」を加える。

第十三条ただし書を削り、同条第二号中「休職」の下に「(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)」を加え、「第十号又は」を「第十号の二若しくは」に、「第十二号」を「第十二号の二の規定」に、「若しくは」

を「又は」に改め、同条第六号中「職員」の下に「(人事委員会が承認した者を除く。)」を加える。

第十五条第一項第四号中「(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)」を削る。

第十七条第一項中「第十号」の下に「第十号の二若しくは第十一号」を、「第十二号」の下に「第十二号の二若しくは第十三号」を加える。

第二十一条第六号中「第八条の五第一項」を「第八条の五第一項第一号若しくは第二号」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 第八条の四第一項第四号若しくは第五号又は第八条の五第一項第三号若しくは同条第二項の規定により給料月額が決定された場合において、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間  
第二十一条第十二号中「第十号」を「第十号の二」に改める。  
別表第十二を次のように改める。

休職期間等調整換算表

休職等の期間	換算率
給与条例第十二条の二第一号に規定する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号の規定による義務免除及び教職員の休暇規則第四条第十二号の規定による特別休暇の期間	三分の三以内
給与条例第十二条の二第二号及び	

第三号に規定する休職並びに職務専念の特例規則第三条第十号の二及び第十一号の規定による義務免除並びに教職員の休職規則第四条第十二号の二及び第十三号の規定による特別休暇の期間

二分の一以内

専従許可の有効期間

三分の二以内

給与条例第十二条の二第四号に規定する休職の期間

零(ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により三分の三以内とすることができ。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十七号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項第四号中「昭和三十一年」の下に「十二月」を加え、「同条第十号中公務上の負傷又は疾病による場合」を「第十号及び第二十六号の二」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「公務上負傷し又は疾病にかかり、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月二十七日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

## 鳥取県人事委員会規則第三十九号

期末手当及び勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和四十一年二月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項第四号中「第十号に掲げる事由(公務による負傷又は疾病の場合を除く。)」を「第十号の二に掲げる事由」に、「第十二号に掲げる事由(公務による負傷又は疾病の場合を除く。)」を「第十二号の二に掲げる事由」に改め、「休日」の下に「並びに一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日までの日」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。